


# 長井市森林整備計画概要図 [その2]



凡 例	
1. 市町村界	
3. 土地利用	
(1) 民有林	
5. 種樹によらなければ的確な更新が困難な森林	
6. 公益的機能別施業森林等	
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
(3) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
(4) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
(5) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
7. 保健機能森林区域森林	
8. 保安林・他法令による地区指定	
12. 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林	

注1 ※1 林業公社造林地についての伐期齢は、90年とする。  
 ※2 (独)森林総合研究所造林地についての伐期齢は、80年とする。  
 ※3 市行造林地についての伐期齢は、80年とする。  
 ※4 木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林についての伐期齢は、80年とする。

注2 砂防指定地に係る箇所は、長伐期施業とする。  
 注3 山形県みどり環境税事業による施行箇所は、長伐期施業とする。  
 注4 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業については、指定施業要件による。